

変わる葬送、「海洋散骨」が静かに広がる事情

実態に法整備が追いついていない側面も

三上 直行：東洋経済 記者

2018年10月07日



海洋散骨の様子。近年「墓に入る」のとは違う選択をする人が増えている（記者撮影）

横浜港にかかる横浜ベイブリッジをくぐり抜け、しばらく進むと船が止まった。

遺族が船室からデッキに移動し、散骨が始まる。水溶性の袋に収められた遺骨を海に流し、献花、献酒と続く。遺族が船室に戻ると、船は散骨した場所を3回旋回。お別れの汽笛が海に響き渡った。

「夫と海でつながりたい」という思い

散骨式を執り行った遺族に伺うと、故人の夫は第2次世界大戦で南洋において戦死。自分が亡くなった際には「夫と海でつながりたい」と言っていた。その遺志をかなえるための海洋散骨に、親族からの反対も特になかったという。

海洋散骨式を施行したシー・ドリーム（神奈川県座間市、ブランド名は「海洋散骨プロデュース珊瑚礁」）は2010年の設立。葬儀関連業界と旅客船業界の両方で働いた経験を持つ今井健夫社長は創業の経緯をこう語る。

「マリーナの支配人をしていた際、葬儀社から散骨施行のために船を借りたいという依頼が年々多くなった。ただ、船という特有の場所や、天気に関する知識のズレがあり、これではいつか事故につながるかもしれないと思った。それなら葬儀業界と船業界に精通してきた自分がやるべきと決断した」

料金は横浜出発の1時間コース、10人までのチャーター船で18万円。コースや人数によって料金は変動し、複数の遺族で行う合同散骨や遺族が乗船しない委託散骨もある。件数は着実に増え、現在は年間150件程度を施行している。

散骨を希望する遺族には事前に詳しく説明。船上においても、故人や遺族に関する話題に加え、散骨の歴史や散骨後の供養のあり方などを語りながら散骨式を進行する。

「散骨の場合には、お墓のように『ここに行けば故人に会える』という場所がない。ただ、故人のことを日々、思い出すことこそが本当の供養ではないかと、ご遺族にはお伝えしている。海洋散骨も、故人をしのぶ大切な思い出となる」と今井氏は言う。

散骨とは、火葬後の焼骨を粉末状にして、そのまま海などにまく葬送方法だ。海洋散骨の業界団体である日本海洋散骨協会の初代代表理事で、現在は広報担当の代表副理事を務める村田ますみ氏は、「散骨については統計がないので正確にはわからないが、現在は年間1万件程度施行されているのではないか」と言う。

散骨が注目されている背景には、葬送についての価値観の多様化がある。自分の死後について「自然に帰りたい」など、これまで当然のごとく行われてきた「墓に入る」のとは違う選択肢を希望する人が増えたのだ。

「墓じまい」のために散骨を選ぶケースも

さらには、核家族化や少子化など家族構成の変化により、墓の継承が困難なケースが増加。後継ぎを必要としない墓に対するニーズが高まっている。合葬式の共同墓などもその1つだが、散骨であれば故人の墓はそもそも不要ということになる。

「故人の遺志に加えて、最近では『墓じまい』のために散骨を選ぶ方も増えている」と村田氏は言う。墓じまいとは、墓を撤去し、墓石などを処分すること。これまでは、遠方にある実家の先祖代々の墓を片付け、現住所近くの墓地に改葬するといったケースが多かった。だが、墓の継承問題を理由に「墓じまいの後は、もう墓を作らない」ということで、散骨を検討する人も出てきている。

散骨への関心が高まるのに合わせて、新規参入業者も増加。まだ専門はごく少数で、葬儀社などの兼業が多い。遺族が立ち会わない委託散骨をメインに低価格路線を打ち出す業者も登場している。中には「何のセレモニーもなく、無造作に遺骨をバケツで海にまくなど、粗雑なことをする業者もある」（業界関係者）。

日本海洋散骨協会では、海洋散骨が原因で起こるトラブルを未然に防ぐために、「海洋散骨ガイドライン」を策定。粉骨（遺骨を遺骨とわからない程度に粉末化）、散骨場所の選定、自然環境への配慮、参列者の安全確保、散骨意思の確認、散骨証明書の交付などの義務を定めている。2017年からは「海洋散骨アドバイザー」という講習型の検定試験も開始した。

現在、協会加盟事業者数は正会員32社、特定事業会員8社。「業界の健全化に努めるとともに、行政などとの対話の窓口としての役割を積極的に果たしていきたい」と村田氏は言う。



日本海洋散骨協会の村田ますみ代表副理事（撮影：尾形文繁）



散骨の後に献花・献酒と続く（記者撮影）

散骨は法律で明確に規定されておらず、実態が先行しているのが現状だ。

刑法190条には遺骨遺棄罪があるが、1991年に「葬送の自由をすすめる会」が「自然葬」として散骨を実施し社会的注目を集めた際、「葬送のための祭祀で節度をもって行われる限り問題ない」との見解を法務省が示したとの報道がなされた。一方、墓地、埋葬等に関する法律（以下、墓地埋葬法）は、公衆衛生上の観点から埋葬と焼骨の埋蔵について規制しているのみで、散骨については想定外だ。

熱海市や伊東市には独自のガイドライン

陸上散骨については、関連自治体の協力を得て島全体が散骨場となっている島根県隠岐諸島のカズラ島のようなところもあるが、周辺住民とのトラブルや反対運動が起こったことなどから、条例で規制している自治体も出ている。

海洋散骨については、海は国の管轄ではあるが、熱海市や伊東市のようにガイドラインや指針を設けている自治体もある。熱海市では市内の土地から10キロメートル以上、伊東市では6海里（約11キロメートル）より離れた場所で散骨することとしている。法律の規定がないため、散骨に関する取り扱いは、自治体によってさまざまだ。

墓や葬送の歴史が専門の森謙二・茨城キリスト教大学名誉教授は「祖先崇拜や家による遺体・遺骨の保存・継承という社会の枠組みが崩れ、刑法と墓地埋葬法の間『法の空白』というべき領域が出現している。あらためて『死者の尊厳を守る』という観点から、墓地埋葬法の改正も含め、新しい秩序を再構築する時期に来ている」と言う。

価値観の多様化、家族構成の変化は、葬送のあり方をも大きく変えようとしている。